

中間報告（案）に対する主な意見とその対応（案）

平成18年3月15日
検討会事務局

「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告（案）の各委員への事前送付に伴う、主なご意見とそれに対する対応は以下のとおり。

- 1 国として、緊急地震速報を発表するスタンスを明確にすべき。

「はじめに」において、緊急地震速報発表のスタンスを明らかにする。

- 2 緊急地震速報の「本運用」の意味するところを明らかにすべき。

「はじめに」において、一般利用者向けの提供開始が「緊急地震速報の本運用開始」であることを明記する。

- 3 「特定利用者」の要件を満たしているもののすべてが、平成18年度早期の先行的な提供開始時に利活用を開始するわけではないことを明記すべき。

特定利用者として先行的に活用を行う者は、「自ら緊急地震速報の利活用を希望し、利活用に向けた準備が整っている」事業者であることを明記する。

- 4 ラジオによる放送では、通常の放送を中断しなければいけないことを考慮すると、震度5弱以上の基準は低すぎるのではないか。

また、テレビによる放送においても、通常の放送を中断して放送するような場合には、震度5弱以上の基準は低すぎるのではないか。

4.(2)アに、メディアごとの情報伝達にかかる問題点等を考慮し、緊急地震速報の放送の条件については、各伝達メディアの特性を踏まえ、

最終報告までに関係者間で検討する旨追記する。

- 5 ラジオ放送における緊急地震速報の表現について、もっと短時間で伝達できるようなものにすべきではないか。

4.(2)アに、放送における表現については、本中間報告を受けて、放送事業者、防災関係機関等の関係者間で検討を進め、最終報告において示す旨記載している。

- 6 広く国民に対する周知の目処がたっていない段階で、一般への提供開始時期について、「平成18年度末を目途に」と明記するのは、数字が一人歩きするおそれもあるので問題ではないか。

5.に、一般利用者への緊急地震速報の提供については、周知・広報の徹底を図った上で、緊急地震速報に関する理解の深まりなどの課題への対応状況等を踏まえ、平成18年後半に開催予定の検討会で判断する旨を明記し、18年度末という時期が確定しているような誤解を招かないような表現とした。

-
- 7 「特定利用者」、「一般利用者」という表現は、情報格差を生じるとい
う誤解を与えるおそれがあるので、表現を改めるべきではないか。

検討会のご意見を踏まえ、必要があれば修正する。